川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成21年11月25日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

川崎市看護師等修学資金貸与条例(昭和49年川崎市条例第10号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「川崎市立病院(以下「市立病院」という。)又は市内の民間」を 「市内」に改める。

第2条第1号中「医療施設」を「市内の医療施設」に改め、「診療所」の次に「であって、本市の区域内に開設されたもの(本市が開設する診療所を除く。)」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「第21条及び」を「第21条に規定する大学、学校及び看護師養成所並びに法」に改め、「学校及び」の次に「准看護師」を加え、同号を同条第2号とする。

第3条中「市立病院又は民間」を「市内」に改め、同条第1号中「文部大臣が指定した」の次に「大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した」を加え、「同条第2号」を「同条第3号」に改める。

第5条中「次に定める区分に基づき」を「毎年度予算の範囲内において」に 改め、同条各号を削る。 第7条第1号中「学校」を「大学、学校」に改め、同条中第2号を削り、第 3号を第2号とする。

第11条第1項を次のように改める。

市長は、第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が、養成施設を卒業した日から1月以内に市内の医療施設に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間看護業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務を免除する。

第12条中「第5条の規定により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金 の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)」を「被貸与者」に改める。

第13条第1項第1号を削り、同項第2号中「第2号から第5号までの規定」を「各号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第5条第1号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者にあっては市立病院に、同条第2号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者にあっては民間」を「市内」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前号に規定する看護業務に従事し、かつ、」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「看護業務」を「市内の医療施設における看護業務」に改め、同号を同項第4号とする。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第5条第1号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者にあっては市立病院に、同条第2号の区分により修学資金の貸与の決定を受け当該修学資金の貸与を受けた者にあっては民間」を「市内」に改め、同条第2号中「学校」を「大学、学校」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 改正前の条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定により看護師等修 学資金(以下「修学資金」という。)の貸与の決定を受け、当該修学資金の 貸与を受けた者であって、旧条例第13条各号のいずれにも該当していない ものは、改正後の条例(以下「新条例」という。)第5条の規定により修学 資金の貸与の決定を受け、当該修学資金の貸与を受けた者とみなして、新条 例の規定を適用する。

## 参考資料

## 制定要旨

看護師等修学資金の返還債務を免除される者の範囲を拡大すること等のため、 及び保健師助産師看護師法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、この条例 を制定するものである。